

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容	保険給付の全部又は一部の支払の差止め
根拠法令等及び条項	国民健康保険法第63条の2
根拠条項	国民健康保険法第63条の2
参考事項	国民健康保険法施行規則第32条の2 栃木市国民健康保険税滞納者対策実施要綱第10条
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>国民健康保険法抜粋</p> <p>第63条の2 市町村及び組合は、保険給付（第43条第3項又は第56条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けすることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けすることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>3 市町村及び組合は、第9条第6項（第22条において準用する場合を含む。）の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員であつて、前2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。</p> <p>国民健康保険法施行規則抜粋</p> <p>（法第63条の2第1項の厚生労働省令で定める期間）</p> <p>第32条2 法第63条の2第1項の厚生労働省令で定める期間は、1年6月間とする。</p> <p>栃木市国民健康保険税滞納者対策実施要綱抜粋</p> <p>（保険給付の全部又は一部の支払の一時差止め）</p> <p>第10条 市長は、国保税を納期限から1年6箇月以上滞納している世帯主に対して、国保税の滞納につき特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の全部又は</p>

一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 市長は、保険給付の全部又は一部の支払の一時差し止めを行うに当たり、あらかじめ当該世帯主に対して特別の事情の届出を求めるものとする。

3 世帯主は、国保税の滞納につき特別の事情があるときは、直ちに届出を行うものとする。

4 市長は、保険給付の全部又は一部の支払の一時差し止めを行うときは、世帯主にその旨を通知するものとする。

5 保険給付の全部又は一部の支払の一時差し止めを行う上限額の目安は、次のとおりとする。

(1) 国保税の滞納額の3倍が10万円以下の場合、10万円

(2) 国保税の滞納額の3倍が10万円を超える場合は、滞納額の3倍相当額